

退職金規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(目的)

第 1 条 従業員及び常勤の役員が退職したときは、この規程の定めるところにより退職金を支給する。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の適用を受ける従業員とは、協会と所定の手続きを経て労働契約を締結したものをいう。但し次の者には適用しない。

1. 顧問及び嘱託
2. 一定期間を限って臨時に雇い入れられた者
3. 日々雇い入れられる者

(死亡退職の場合の退職金受給者)

第 3 条 死亡したものに対する退職金は、協会の認めた遺族に支給する。

(支給事由)

第 4 条 退職金は次の各号の一に該当する場合に支給する。

1. 勤続満 2 年以上の従業員が退職したとき
 2. 勤続満 1 年以上の従業員が死亡したとき
 3. 勤続満 1 年以上の従業員が解雇されたとき
- (2) 前項にかかわらず解雇が懲戒に基づくときは退職金は支給しない。但し、事情によっては所定額の 2 分の 1 の範囲内において特に支給することがある。
- (3) 会長が退任した場合には、総会の承認を得て、過去の一定の基準による相当額の範囲内で、慰労金を支給することができ、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は理事会の決定による。

(退職金額)

第 5 条 退職金額は退職時の基本給に別表の勤続年数に応ずる支給率を乗じて算出した金額とする。但し、退職が自己の都合による場合、及び業務外の傷病に起因する場合は前項により算出される退職金額を次の通りにして支給する。

勤続年数	満 5 年未満	5 0 %
	満 5 年以上 1 0 年未満	6 0 %
	満 1 0 年以上 2 0 年未満	7 0 %
	満 2 0 年以上	1 0 0 %

(勤続年数)

第 6 条 この規程にいう勤続年数の計算は次の各号による。

1. 雇い入れの日より起算し退職発令の日までとする。
 2. 日本粉体工業協会より引続き勤務しているときはその勤続年数を通算する。
- (2) 前号の期間には次の期間は算入しない。

イ. 自己都合による連続1ヵ月以上の欠勤期間

ロ. 休職中の期間

(3) 前項による計算によって1年未満の端数が生じたときは月割計算し、1ヵ月に満たない日数はこれを切り捨てる。

(加 算)

第 7 条 在職中特に功績が顕著であった者については、理事会の承認を得て所定の退職金の3割以内を加算支給することがある。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程は、関係法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、理事会の承認を得て改廃することができる。

別 表

勤続年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
支給率	0.5	1	1.5	2	3	4	5	6	7	8

勤続年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
支給率	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18

注：勤続年数21年以上の支給率は、一律19とする。

(付 記)

昭和57年12月 1日 制定・施行

平成 8年 9月19日 改定（理事会承認）

平成 9年 3月19日 一部改定（追記）（理事会承認）

平成22年 3月18日 一部改定（理事会承認）

平成23年 5月12日 一部改定（理事会承認）